

# 県内市町村における自主運行バス等の 運行状況(2025年5月現在)

2025年7月10日

愛知県都市・交通局交通対策課

# 1.はじめに

- 愛知県では、県内の市町村の自主運行バス（以下、「**コミュニティバス**」という。）等に関する実態を把握・整理して取りまとめ、県としての新たな施策検討や、市町村への適切な助言等を行うための基礎資料とすることを目的として、毎年、市町村の協力を得て、『**市町村における自主運行バス等の運行状況に関する調査**』を実施している。

## 2.コミュニティバスとは？

- コミュニティバスについては、現時点で、法的な定義付けはされていない。
- ここでは、国土交通省の定義を参考に、「交通空白地域・不便地域の解消（地域住民の日常生活の足の確保）等を図るため、市町村等が主体的に計画し運行する（有償・無償を問わない）一般乗合バス」とする。

### 3.市町村のコミュニティバス等の運行状況

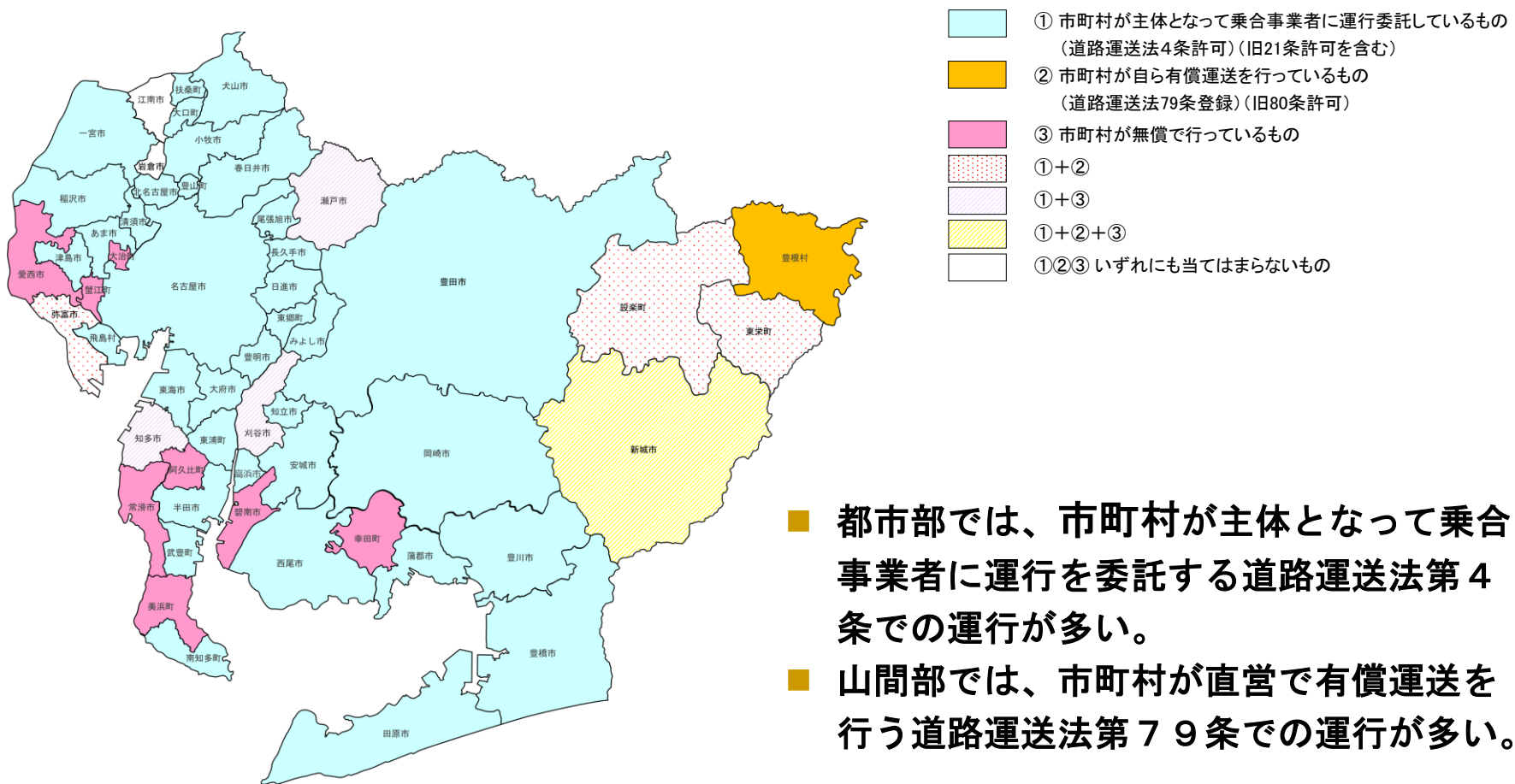
- 愛知県内において、コミュニティバスは県内54市町村のうち52市町村（約96%）で運行されている。

| 自主運行バス種別                                                         |                                                        |                                         | その他                                    |                                          |                     |
|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------|---------------------|
| 市町村が主体となつて乗合事業者<br>に運行委託して<br>いるもの<br>(道路運送法4条許可)<br>(旧21条許可を含む) | 市町村が自ら<br>有償運送を<br>行っているもの<br>(道路運送法79条登録)<br>(旧80条許可) | 市町村が無償で<br>運送を行って<br>いるもの<br>(道路運送法適用外) | 市町村が<br>特定の施設への<br>送迎目的で運行<br>を行っているもの | 乗合バス事業者<br>の営業路線に<br>対して市町村が<br>補助しているもの | 隣接市町村に<br>乗り入れているもの |
| 4 3 市町村                                                          | 5 市町村                                                  | 1 2 市町                                  |                                        |                                          |                     |
| コミュニティバス運行市町村数 5 2<br>(全 5 4 市町村のうち 9 6 %)                       |                                                        |                                         | 2 6 市町村                                | 2 3 市町                                   | 3 5 市町村             |

※複数の運行形態を採用している市町村があるため市町村数の合計は一致しない。

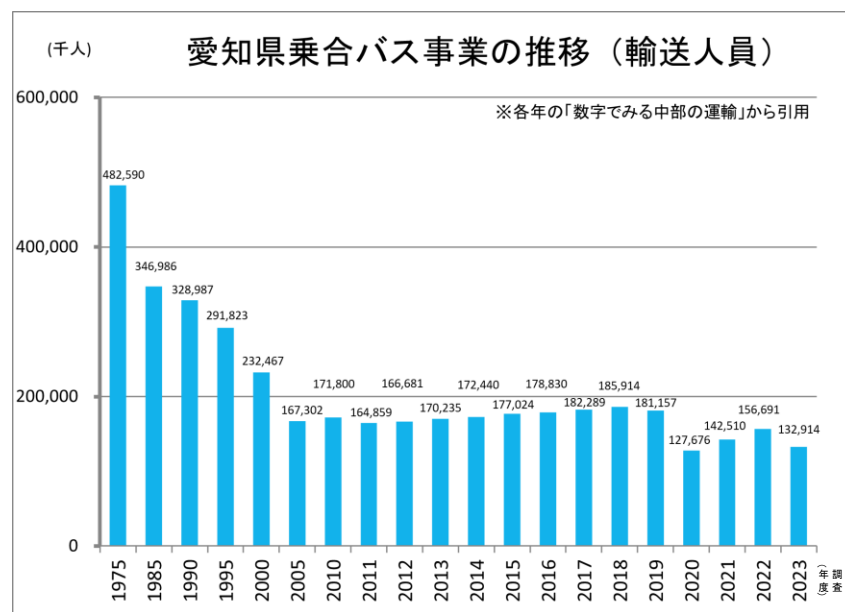
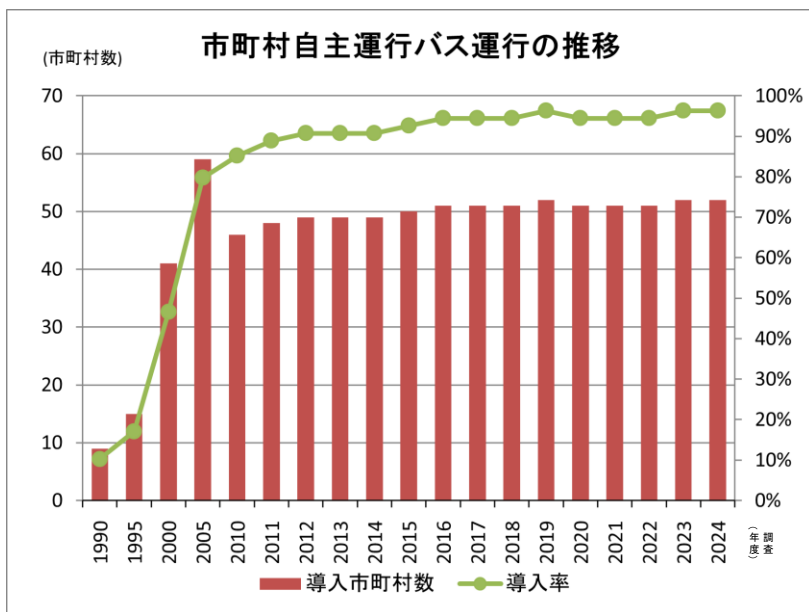
※設楽町、東栄町、豊根村の3町村は、地域交通法による法定協議会を共同で設置し、コミュニティバスを共同運行している。

## 4.図表 コミュニティバスの市町村別運行形態



## 5.愛知県内におけるバス事業の推移

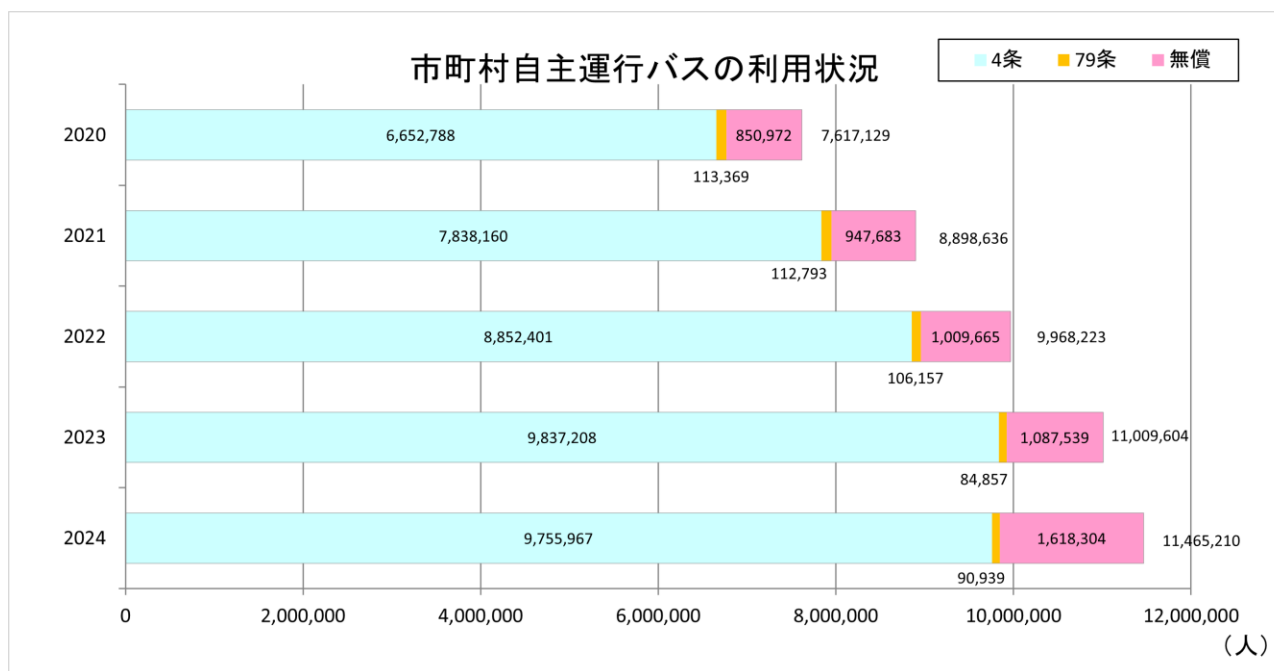
- 乗合バス事業、生活交通を確保・維持するための市町村の自主運行バスともに横ばいが続く。



※2006年以降は、道路運送法旧21条事業者が4条事業者に含まれることとなった。

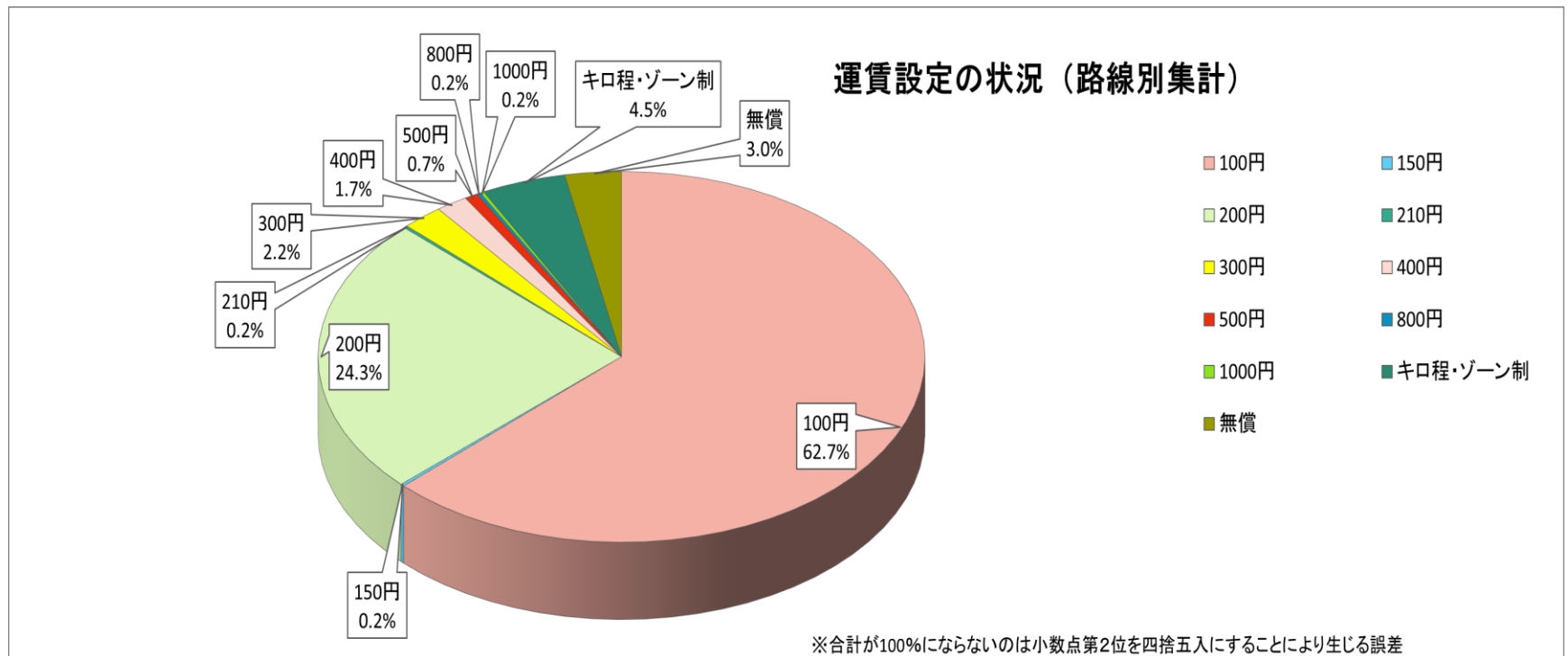
## 6.コミュニティバスの利用状況 （令和6年度実績）

- コミュニティバスの利用者は、前年度調査時に比べて、約4%増加した。
- 4条許可による運行委託をしているバスの利用者は約1%減、79条登録による市町村が自ら有償運送を行っているバスの利用者は約7%増、無償運行バスによる利用者は約49%増となった。



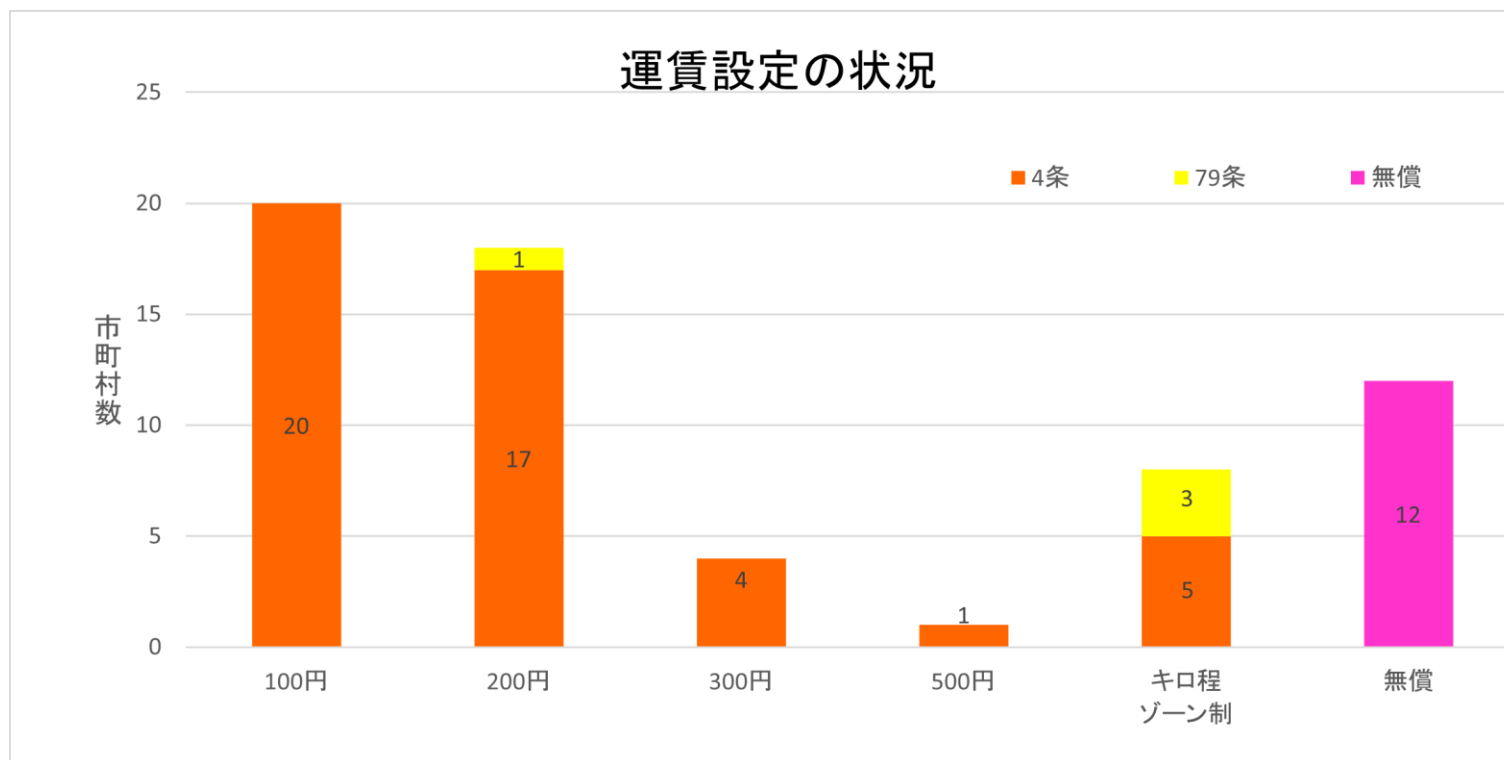
## 7-1. 運賃設定の状況（路線別集計）

- 100円均一運賃の路線が全体の62.6%を占めている。
- 無償路線は全体の3.0%、均一運賃を採用する路線は92.3%で、分かりやすい運賃体系を採用する路線が多い。



## 7-2. 運賃設定の状況（市町村別集計）

- 運賃を100円としている市町村はコミュニティバス運行市町村の46.5%を占めている。



※複数の運行形態を採用している市町村があるため市町村数の合計は一致しない。

## 【参考】地域公共交通会議等の設置状況

- 道路運送法による地域公共交通会議は49市町村で47会議設置（全市町村の約91％）。
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律による法定協議会は43市町村で41会議設置されている。

※北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）は3町村合同で地域公共交通会議・法定協議会を設置。

## 【参考】高齢者に対する優遇措置の実施

- 46市町村で高齢者に対する優遇措置事業を実施している（全市町村の約85%）。
- 事業の内容は、コミュニティバスの回数券・無料乗車券、タクシーチケットの贈呈が主なものである。
- 一部の市町村では、ＩＣカードのチャージ券や、交通安全啓発品の贈呈をしている。